

【科研費応募支援ニュースレターNo.19】 発信日 240228 (水)
タイトル_研究データ管理・公開ポリシー

教育職員各位

URA 高木敦子

いつもお世話になり、感謝申し上げます。URAの高木敦子です。
前回・前々回の科研費応募支援ニュースレターNo.17、No.18におきまして、データマネジメントプラン(DMP)関連のお話を書かせていただきました。本年2月下旬に審査結果通知されます令和6(2024)年度 科研費申請の採択課題の研究代表者には、実績報告書の一部として、DMPの提出を求められる予定です。
今回は、DMP作成の前提となる、「研究データ管理・公開ポリシー」（以後「研究データポリシー」と述べます）について考えてみたいと思います。

以下の内容は、主に、大学ICT推進協議会『学術機関における研究データ管理に関する提言』（2019年5月1日）（資料1）、『大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン』（2021年7月1日）（資料2）、国立情報学研究所 船守美穂先生のご講演『大学における研究データガバナンス構築に向けた研究データポリシーの策定—アクションナブルなポリシーを策定する』（2022年12月7日）（資料3）、『大学のための研究データポリシーひな型について』（2023年2月17日）（資料4）を参考にしています。資料のみならず、Youtubeでも講演を視聴できるものもありますので、ご覧いただけましたら、ありがたいです。

本国においては、京都大学が、「京都大学研究データ管理・公開ポリシー」（研究者情報整備委員会 承認）として、2020年3月19日に公開したものが、最初とこのことです。これを国内初で作成しようとした理由は、国立情報学研究所（NII）の船守美穂先生の公開セミナー（2022年12月7日）（資料3）を聴講しましたところ、京都大学の先生がアメリカの大学から京大へ移る際に、研究のデータを持って帰ろうとしたときに、「研究データポリシー」もないような大学へ持ち帰るのは認めていただけず、コピーだけ持って帰る許可のみで、研究データの機関管理権限もアメリカの大学に残さざるをえなかったため悔しい思いをしたことです。「研究データポリシー」がないことには、世界の研究の場では対等に扱ってもらえないためだったと理解しました。

京都大学につづき、名古屋大学、東京工業大学、東北大学、金沢大学、慶応義塾大学、神戸大学が策定しています。これらを参考に同志社大学も2023年4月1日に策定されています。

デジタルトランスフォーメーションの進展、研究活動の変容、研究成果発表手段の多様化のこのような世界の流れの中、機関リポジトリを有する全ての大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025年までに、研究データポリシーの策定率を100%にすることとされています（第6期科学技術・イノベーション基本計画）（資料5）。

このような状況の中で、国立情報学研究所（NII）では、日本国内の主に中小の大学のため、研究データポリシーのひな型ともなるものを作成することを進めて下さっています。2023年4月暫定版（資料6）を作成し、現在は試行期間で、2024年3月NIIでの本承認を経て、確定版になる予定とのことでした。

NIIでは、海外の「研究データポリシー」も調べ、大きく分けると2つの型があるとのことでした。それは、オープンサイエンスを強く意識したものと、もうひとつは文書管理等、大学のコンプライアンスへの対応を背景としたものです。すでに作成されている国内の上記大学の研究データポリシーは前者を意識したのですが、NIIは中庸のものとして、機関のコンプライアンスと研究データの共有・公開の両方を促進するポリシーの策定を進められています。また、NIIは国内の上記大学のものよりも、より具体性のあるアクションナブルなものを目指されているようです。

NIIの研究データポリシー（暫定版）（資料6）では、

前文

I.基本方針

- 1.本ポリシーの目的
- 2.用語の定義
- 3.本ポリシーの適用範囲
- 4.機関が管理・公開する研究データの考え方
- 5.機関における研究データ管理・公開の考え方
- 6.機関と研究者の協力の原則と責任分担
- 7.機関の研究データ管理・公開に関わる責任体制

II.機関の研究データの管理・公開枠組み

- 8.管理・公開枠組みの全体像
- 9.機関における研究データの管理（研究データガバナンスの構築・維持）
- 10.研究者が研究利用等した研究データの長期的な共有・公開と利活用の促進
- 11.組織的に整備される研究データの機関提供と利活用の促進
- 12.研究データを責任もって取り扱うための環境整備

III.関連付則

- 13.研究者の離籍・受入に関わる対応
- 14.関連規則等
- 15.ポリシーの試行と定期的見直し

が、述べられています。

ところで、すでに、先生方は、研究をすすめるために、各自でデータ保存はなされ、また、論文出版後10年のデータ保存義務を履行されているなかで、そもそも、なぜ、研究データポリシーが必要なのかと、思われているのではないのでしょうか。

その理由は資料3には次のように記載されています。

- ・研究データの管理や利活用に取り組むためには、学内の多くの部署の協力体制が必要であるため、その根拠資料としての必要性。

- ・研究者に研究データ管理のみならず、研究データの共有・公開の必要性を理解していただくため。
- ・研究データについて機関として責任をとれる体制とするため。

実際に、資料3において、研究データ管理において大学で必要とされる体制（案）として、研究者など研究現場の者のみならず、大学執行部、大学図書館、情報基盤センター、研究推進の事務部門があげられています（NIIでは、研究データに関わる法務的検討のため弁護士も入っています）。このように、大学全体に関わってくることで、その協力体制の根拠としての研究データポリシーの存在はなくてはならないものと考えます。

本学において、ご多忙の皆様にご負担をなるべくかけることが少ないように、すすめていければと願っております。ご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

本学 web サイト【研究・社会連携】科学研究費助成事業】ページ内に、科研費の応募支援や研究支援に関する情報が掲載されています。

https://www.osaka-sandai.ac.jp/research/grantinaid_scientific_research.html
【ID: kenkyu パスワード : sanken3001】

これからも、科研費申請や研究に関し、情報共有のためメール発信させていただき、なにか少しでも先生方のお役に立てればと願っております。ご不明点、ご意見、ご希望などございましたら、メールで URA 高木敦子 (8atakagi@cnt.osaka-sandai.ac.jp) まで、お伝えください。
失礼いたします。

<参考資料>

資料1：大学 ICT 推進協議会『学術機関における研究データ管理に関する提言』
(2019年5月1日)

https://axies.jp/_files/report/publications/proposal/rdm-recommendation.pdf

資料2：大学 ICT 推進協議会『大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン』(2021年7月1日)

https://rdm.axies.jp/_media/sites/14/2021/07/urdp-guideline.pdf

資料3_国立情報学研究所 船守美穂先生のご講演『大学における研究データガバナンス構築に向けた研究データポリシーの策定—アクションナブルなポリシーを策定する』
(2022年12月7日) 講演資料と講演もYouTubeで視聴可能です。是非、ご覧ください。

<https://rcos.nii.ac.jp/item/2022/1207/RDM20221207-7.pdf>

<https://www.youtube.com/watch?v=nKRjANz1pf8>

資料4：国立情報研究所 学術情報基盤オープンフォーラム2023年5月29日開催
『大学のための研究データポリシーひな型について』（2023年2月17日）
講演資料と講演もYouTubeで視聴可能です。是非、ご覧ください。
<https://rcos.nii.ac.jp/item/2023/0217/RDM20230217-5-1.pdf>
<https://rcos.nii.ac.jp/RDM20230217/>

資料5：統合イノベーション戦略推進会議（2021年4月27日）
公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方
https://www.mext.go.jp/content/20210608-mxt_jyohoka01-000015787_06.pdf

資料6：国立情報学研究所 研究データ管理・公開ポリシー（たたき台）
～責任ある研究データの管理・公開に向けて～（2023年2月17日暫定版）
国立情報学研究所 研究データポリシー検討 WG
<https://rcos.nii.ac.jp/item/2023/0217/RDM20230217-5.pdf>